#### 1 計画書

<目>

1. **構造改革特別区域計画の作成主体の名称** 能代市

#### 2. 構造改革特別区域の名称

能代里山どぶろく特区

#### 3. 構造改革特別区域の範囲

能代市の区域の一部(旧能代市の全域)

### 4. 構造改革特別区域の特性

# (1) 位置と気候

本市は、秋田県北西部に位置し、西は日本海に面し、北には世界自然遺産「白神山地」に臨む、米代川の下流平野に拓けた地域です。 古来、この米代川の水運によってまちが拓け、 市街地が拡大してきました。いまでも郊外には、田園風景が広がり、美しい里山、森林地帯を市域に持つ豊かな自然に恵まれた地域です。

総面積は、426.74平方キロメートル、 このうち約半分が山林原野で占められていま すが、田園の農地も約20%と大きな構成比 となっており、豊かな自然と農業地域という 特徴を持っています。

気候は、年平均気温は、11.8℃、年間降水量は平均で1,462mm、年間日照時間は、1,432時間と、日照時間については全国的にも極めて短い地域です。例年、12月上旬から3月上旬にかけては、北西の強風とともに降雪が続き、晴れ間が何日も見られない日も珍しくありません。

# (2) 人口

人口は、昭和35年の85,751人を

<新>

1. **構造改革特別区域計画の作成主体の名称** 能代市

# 2. 構造改革特別区域の名称

能代里山どぶろく特区

# 3. 構造改革特別区域の範囲 能代市の全域

# 4. 構造改革特別区域の特性

# (1) 位置と気候

本市は、秋田県北西部に位置し、東は、 北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三 種町、北は八峰町・藤里町に接しています。 また、県都秋田市には、60キロメートルか ら80キロメートルの圏内にあります。

総面積は、426.74平方キロメートル、 山林・原野が26.4パーセント、農用地が 20.2パーセントとなっており、豊かな自 然と農業地域という特徴を持っています。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する 米代川が市域の中央を東西に流れ日本海に注 ぎます。下流部には能代平野が広がり、その 両側は、広大な大地が広がり大部分が農地と して活用されています。郊外には田園風景が 広がり、美しい里山、森林地帯を市域に持つ 自然に恵まれた地域です。

気候は、四季の移り変わりが明瞭です。年間の平均気温は10度前後と温暖ですが、冬は低温で日本海特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均70日程度あります。

### (2) 人口

能代市は、平成18年3月21日に、能

ピークに減少の一途を辿っており、平成1 7年12月末の人口は64,295人、高 齢化率は、28.8%となっています。本 市の人口減少の主な要因として、若年層の 流出と少子化の進行が考えられますが、特 に農山村地域に置いてその傾向は顕著とな っており、若年層の減少と相まって地域の 高齢化が進み、各集落の高齢化率は軒並み 30%を超え、今後さらに進行していくこ とが推測されます。

# (3) 産業の動向

本市の産業別就業者の構成比<u>を見ると、</u>第1次産業<u>10</u>%、第2次産業<u>30</u>%、第3次産業<u>60%</u>と、第3次産業が過半数を占めています。かねてからの基幹産業として木材産業と農業があげられます。

また、もう一つの基幹産業として農業が 挙げられます。本市の農業経営は米が主体で、米の収穫量は約26,500 t (平成12年産)で、都道府県別収穫量で、全国3位を誇る秋田県の中にあって大潟村に次ぐ県下第2位の規模となっています。野菜はネギ、みょうが、キャベツ、アスパラガス、山ウドの生産が盛んで、特にみょうがは栽 代市と二ツ井町が合併し、新しい能代市となりました。人口は、合併時には、63,985人でしたが、平成25年3月末現在、人口は58,527人、世帯数は24,679世帯であり、年々減少傾向にあります。

高齢化率は、34パーセントとなって <u>おり、</u>今後更に進行していくことが推測さ れます。

# (3) 産業

産業別就業者の構成比<u>は</u>、第1次 産業<u>9.1</u>%、第2次産業<u>25.26</u>%、 第3次産業<u>65.45%(平成22年国勢調</u> <u>査)</u>と、第3次産業が過半数を占めていま す。かねてからの基幹産業として木材産業 と農業が挙げられます。

本市は、北前船など古くから日本海交易の要衡として、米代川の川運を利用した秋田杉の集積地として栄え、大正時代には機械製材のめざましい発展により東洋一の木都といわれました。しかし、天然秋田杉の枯渇や<u>廉価な</u>外材の輸入増加に伴う国産材需要の低下等で、木材産業は年々縮小、<u>厳</u>しい状況にあり、資源依存型から技術立地型への転換を進めています。

――もう一つの基幹産業である農業は、 稲作を中心にしながら野菜等との複合化が 図られてきました。ネギ、みょうが、キャ ベツ、アスパラガス、山ウド等、戦略作物 の拡大に取り組み、県内でも有数の野菜産 地となっていますが、農業従事者の高齢化 や後継者不足などによる農業従事者の減少 が続いています。能代ブランドとして付加 培面積日本一、また、ねぎは昭和47年に 国の指定産地になってもいます。しかし、 農業従事者の高齢化や若者の農業離れ、近 年の米価の急落による農業所得の下落など の要因により、米中心の農業経営の将来へ の先行き不安が広がっています。生産農業 所得は平成6年の82億6千万円をピーク に下落傾向にあり、平成15年には53億 2千万円に落ち込んでいます。

# (4) 地域づくり

# ①市の動き

本市では、これまでの行政主導のまちづくりが、必ずしも住民の満足を得られる結果に結びついていないとの反省から、まちづくりへの市民参画を積極的に進めていこうと、「市民の目線で進める協働と納得のまちづくり」をスローガンに、市内各地区で住民が主体となった価値づくり活動を積極的に支援してきました。その中で平成15年に最初の「まちづくり協議会が」が設立され、現在3地域で「まちづくり協議会」が立ちあがり、それぞれ住民の目線でさまざまなまちづくり活動が展開されています。

市では、今後、市全域で住民主体のまちづくりが進められるよう、現在活動中の3地域の活動をバックアップし、さらに充実させていくとともに、市全域にこの動きが広がっていくよう各地域に取り組みを促していきます。

# ②地域住民の動き

これまで立ちあがった3地域のまちづくり協議会では、住民が生活者の視点で地域を見つめ直していくなかで、イベントの開催による世代間交流の促進のほか、伝統行事の復活、健康づくり、美化運動など多種多様な地域活動が生ま

価値を高められるよう大ロット化、高品質 化のための生産体制の強化を進めるととも に、農商工連携による6次産業化を進め、 経営の強化につながるよう取り組んでいま す。

また、風力を始めバイオマス、小水力など自然や資源を活かした環境・エネルギー産業の育成を図りながら、地域主体による再生可能エネルギーの導入、エネルギーを自給できるエネルギーのまちを創造することで、本市の活性化につなげる取組を進めています。

# (4) 地域づくり

本市の4地域には、まちづくり協議会が 立ちあがり、地域住民が主体となって、自 分たちの地域を見つめ直し、歴史、食、自 然、スポーツ等それぞれの地域の特性を活 かしたまちづくりを進めています。この一 環の中で、グリーンツーリズム事業を推進 しています。その中で、いなか体験メニュ ーを構築するとともに、子どもたち等を受 け入れ農家民泊を実施しており、安全・安 心な農作物をPRできるとともに新たな販 路拡大、交流人口の拡大につながるよう模 索しています。また、恋文をコンセプトに、 県立自然公園きみまち阪・七座山周辺や恋 文商店街の整備、廃校を利用した体験工房 の開設等を行い、特色のあるまちづくり、 恋文のまちづくり事業を進めています。

地域資源を活かし地域連携を図りなが ら、農産地域の活性化、新たな観光資源の 創出となることを目指しています。 れるとともに、その効果として地域内交流の充 実が図られつつあり、以前より地域に愛着が出 てきたという声や地域の一体感が生まれてきた といった前向きな声が聞かれています。

一方、これらまちづくり協議会が立ちあがっ た地域は、いずれも農山村地域にあり、少子高 齢化の進行による活力の低下や農業への先行き 不安といった共通した課題を抱える地域です。 そのような地域的逆境を克服していくために は、地域内交流だけではなく、今後、地域外と の交流も図っていく必要があるとの考えから、 各地域では「歴史」や「農産物」、「豊かな自然 環境」などのそれぞれの地域資源を活かした交 流人口の拡大による地域活性化を模索してきま した。なかでも、グリーンツーリズムへの関心 は高く、これまでに、「地産地消の推進や直売シ ステムの試験的運営を目的にした朝市の開催」 や「ブランド米(減農薬・天日乾燥米)の生産 と首都圏への P R・販売」、「地そばの産業化 (通 年販売の仕組みの構築・そば処のオープン)へ 向けた取り組み」、「農家レストラン・民宿の開 業」、「農村文化や豊かな自然を活用した体験メ ニューの構築やガイドの養成」など様々な取り <u>組みに意欲的にチャレンジしています。今後、</u> 地域間の連携を図りながら、これらの取り組み を育てていくことによって、魅力的なグリーン ツーリズムメニューの提供が可能となります。

# 5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、他の地方都市と同様に、バブル崩壊以降の日本経済の長期的低迷の影響を受け、経済的に停滞化傾向を深めています。また、今後、短・中期的には少子高齢化が一層進行していくことが推測されるほか、都市的生活様式の浸透のなかで、従来みられたような近隣での付き合いも希薄化しつつあり、住民は自らの暮らす「ふるさと」に対する誇りを失いつつあります。今、住民にとって必要

# 5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、木材産業のまちとして発展してきましたが、人口減少や少子化、高齢化、地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中にあり、若者の定住に結びつく産業創出と雇用確保が最優先課題となっております。

市では、地域資源を最大限に活かす中で、 6次産業化や二次加工産業の創出等も含めた 農業及び観光の振興を図るとともに、既存の 商店街の活性化に取り組むことが求められて なことは、自ら定住する地域に愛着を持ち、 地域の仲間と連携しながら、その地域に暮ら す意義を見出していくことで、市にはそのよ うな方向性を持つ住民の活動を積極的に支援 していくことが求められています。

市が、これまで住民主体の地域づくりを推進してきたなかで、地域住民の間では地域資源を活用したグリーンツーリズムの気運が高まってきました。

市では、現在の厳しい環境を克服するための一つの有力な鍵は「交流」であると考えます。交流は地域経済の活性化のポイントであるほか、異文化とぶつかり合うことによって自らの文化(誇り)を見直す機会にもなります。今後、住民の主体的な地域づくりのなかから生まれたグリーンツーリズムへの意欲を支援しながら、農村資源を生かした交流を活発化していくことで、地域活力の創出を図りたいと考えます。

濁酒の提供は、農村資源を活かした交流において、極めて魅力的なメニューであるとともに、地域のPRが図られることになり、今後、市内各地域で行われているグリーンツーリズムの取組を助長することにもなり、交流人口の拡大や農業所得の増加につながります。また、これを契機に、都市住民との交流が活発化することで、地域住民がふるさとに誇りを持ち、その地域に暮らす意義を見いだしていくことにつながるという意味において、濁酒特区は極めて重要な意義があります。

# 6. 構造改革特別区域計画の目標

現在、市内にある1軒の農家レストラン・ 民宿では、地元の食材をふんだんに利用した 郷土料理の提供のほか、農作業体験や各種アウトドア体験など多様な体験メニューを来訪 者に提供しています。今後、濁酒を提供していくことは、既存の野課レストラン・民宿の います。

市では、現在の厳しい環境を克服するための一つの有力な鍵は「交流」であると考えます。交流は地域経済の活性化のポイントであるほか、異文化とぶつかり合うことによって自らの文化(誇り)を見直す機会にもなります。今後、住民の主体的な地域づくりのなかから生まれたグリーンツーリズムへの意欲を支援しながら、農村資源を生かした交流を活発化していくことで、地域活力の創出を図りたいと考えます。

本構造改革の特別区域の認定により、市内の飲食店等において濁酒を提供することで、新たな観光客、リピーターが増えることで交流人口が増え、販売先の開拓につながり、農家の所得向上に期待するものです。

また、これを契機に、都市住民との交流が 活発化することで、地域住民がふるさとに誇 りを持ち、その地域に暮らす意義を見いだし ていくことにつながるという意味において、 濁酒特区は極めて重要な意義があります。

# 6. 構造改革特別区域計画の目標

合併により、世界自然遺産である白神山地を始め一連の景勝地に広がりができました。 豊かな自然が生み出す地域資源を活かしながら、地元の食材をふんだんに利用した郷土料理の提供や農作業体験や各種アウトドア体験など多様な体験メニューを来訪者に提供して 付加価値を大きく高めることになり、交流人 口の大幅な増加につながることになるほか、 新たな農家レストラン・民宿の起業を促すこ とにもなります。

さらに、<br/>
満酒特区の認定は、市内外へ絶大なPR効果を持ち、<br/>
結果的に<br/>
市内各地域で行われている他のグリーンツーリズムの取組にとっても追い風になるほか、<br/>
これからグリーンツーリズムに取り組む他の<br/>
若年農業者や農家のやる気の促進にもつながるなど、<br/>
濁酒の<br/>
提供という一つの契機が、<br/>
将来的に<br/>
地域全体に<br/>
に波及効果を生むことになると期待されます。

これらの理由から、<u>濁酒特区をきっかけとして、将来的に本市の交流人口の飛躍的な増加を図るとともに、グリーンツーリズムの推</u>進による地域活性化を目指します。

# 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、

農村と都市住民との交流人口の増加が期待され、<u>農産物の売り上げ増、観光収入などの増</u>加が見込まれます。

また、<u>都市住民との交流によって地域住民</u>が刺激を受け、地域資源の再発見・再認識にもつながる<u>ことが期待されます</u>。

#### ○濁酒製造事業者数

区分	平成16年	<u> 平成 18</u>	平成 21
	度実績	年度目標	年度目標
事業者数	_	1人	<u>5人</u>

# ○観光客入込数

区分	平成 16 年	平成 18 年	平成21
	<u>実績</u>	目標	年目標
宿泊客数	102, 391 人	102,500 人	112,600

います。

獨酒特区の認定は、市内外へ絶大
なPR効果を持ち、市内各地域で行
われているグリーンツーリズムの
取組にとっても追い風になるほか、
若年農業者や農家のやる気にもつながる
など、
域全体に波及効果を生むことになると期待さ
れます。

これらの理由から、<u>高齢化、後継者不足等で厳しい状況にある本市の農業の起爆剤となり、</u>農業の6次産業化を推し進め、地域が活性化されることを目標とします。

# 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、<u>濁酒</u>特区は、本市の基幹産業である農業と地域観光資源を一体化し、農村と都市住民との交流人口の増加が期待され、地域の経済・雇用に好影響を及ぼすことが期待されます。

また、<u>農業者にとって、濁酒特区は、地域</u> 住民が刺激を受け、新たな事業、地域資源の 再発見・再認識につながる<u>ものと考えます</u>。

#### ○濁酒製造事業者数

区分	平成 25	平成 26	平成 27
	<u>年度</u>	年度目標	年度目標
事業者数	1人	2人	<u>3人</u>

### ○観光客入込数

区分	平成 24 年度実績	平成 28 年度目
		<u>標</u>
観光客数	1,711,676 人	2,000,000 人

			人	宿泊客数	113,345 人	125,000 人	
日帰り客	<u>1, 220, 18</u>	<u>1, 221, 000</u>	<u>1,342,0</u>				
<u>数</u>	8人	人	00 人				
<u>計</u>	<u>1, 322, 57</u>	<u>1, 323, 500</u>	<u>1, 454, 6</u>				
	9人	人	00 人				
○農産物生産	<u> </u>	_(単位	:百万円)				
区分	平成 15 年	平成 18 年	平成 21				
	<u>実績</u>	<u>目標</u>	年目標				
農業産出	10, 640	<u>10, 959</u>	<u>11, 704</u>				
<u>額</u>							
(資料):	秋田県農業統	<u>計</u>					
				الد المحادث الماد	and the set of		
8. 特定事				8.特定事業		게( 쿠 ) - 1. ㅋ (I+ 戸	
	特:	定農業者に	よる <u>濁酒</u>		<u>708)</u> 特定農	業者による <u>特疋</u>	
の製造	告事業			<u>酒類</u> の製造	争美		
o !#\\#\¬! →	+ 14 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	and the same of th					
	<u> 特別区域に</u>						
	<u>進しようとす</u> の他の構造す		<u> </u>	_			
	の他の構造改						
<u>施に関し地方公共団体が必要と認める事項</u>				_			
(1) 農山村	まるごとオー <sup>・</sup>	ナー制度推進	宝宝 ( 但	_			
支援事業)		/ 间//文/正定	# <del>**</del> (//\				
	- 農産物だけで <i>(</i>	さかく 伝統	が料理・伝				
'-	景観・お祭り						
	み合わせた、力						
	構築し、年間を						
濃密で継続	売的な交流を打	<b>生進します。</b>	_				
17年月	度はオーナーに	制度を構築さ	せるため				
の準備期間と位置づけ、実験的に農業体験の							
受け入れを行ったほか、来訪者との交流を促							
進するため	め、交流会を	実施していま	<u>; す。</u>				
②「食彩人」認定事業の推進							
<u>ふるさと料理の紹介、伝承、活用による活</u>							
性化を目的として、メニュー及びレシピ、伝							
承者を、認	定基準に基づ	がいて登録し	ています。				
能代地域の	りふるさとをな	想う心が込め	られた料				

理を広く味わっていただきたいと、レシピを	
含めた全てを公開しています。	
ふるさと料理の味と食の安全を追求し、グ	
リーンツーリズムに活用します。	
③地産地消運動の推進	
輸入農産物の安全性の危うさや地産地消の	
重要性を再認識し、今年度中に推進計画をま	
とめる予定としており、学校給食では食育の	
視点から、既に実施しています。	
地産地消推進計画をグリーンツーリズムに	
もタイアップさせ、活かして行きます。	
④農家レストラン・民宿の開業支援	
市内各地域まちづくり協議会では高まって	
きた都市住民との交流意欲を、市も積極的に	
支援し、農家レストラン・民宿の開業を促進	
する環境を創って行きます。また、中山間地	
に残る旧小学校分校の建物をグリーンツーリ	
ズムに活用する検討・実験を始めています。	
⑤修学旅行生の受け入れ	
平成17年10月、能代山本地域では初と	
なる修学旅行生の受け入れを周辺町村と連携	
を図りながら実施しました。今後、環境学習	
や農業学習などの体験プログラムを充実させ	
るとともにさらに受け入れ体制の整備を図り	
<u>ます。</u>	

#### 2別紙

る者

<旧> (別紙) 1 特定事業の名称 707 特定農業者による

濁酒 の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとす

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・料理飲食店等)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容

本区域のグリーンツーリズム推進の一環として、農家レストラン・民宿、旅館など、酒類を自己の営業場に置いて飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供するため、濁酒の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項の規程は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラ <新>

(別紙)

1 特定事業の名称707<u>(708)</u> 特定農業者による<u>特定</u>酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を 営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
  - (1)事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許 を受けた者
  - (<u>2)事業が行われる地域</u> 能代市全域
  - (3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類の製造免 許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設な どの詳細

> 上記2の記載の者が、濁酒の提供を 通じて地域の活性化を図るために濁酒 を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラ ン・民宿等を<u>併せ</u>営む農業者が、<u>自ら生産し</u> た米を原料として濁酒を製造<u>する</u>場合<u>におい</u> て、製造免許に係る最低製造数量基準<u>を</u>適用 しないこととし、酒類の製造免許を受けるこ とが可能になります。

本特例措置により、<u>既存の農家レストラン・民宿の</u>付加価値が高められ<u>るとともに他の</u>グリーンツーリズムの取組<u>全体</u>に対する波及効果<u>も高いと思われ、将来的に本市の交流人口の飛躍的な拡大や</u>農業所得の増加につながっていくことも期待できるという意味において、本区域における当該規制の特例措置の適用が望まれます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生するとともに、税務当局の検査や 調査を受ける必要が生じます。

また、構造改革特別区域となった場合は、 酒類の製造免許がなければ醸造できないこと。農家レストラン・民宿など酒類を自己の 営業場に置いて飲用に供する業を併せ営む農 業者でなければ当該規制の特例措置の適用を 受けられないことを、市の広報等で周知徹底 を図ります。 ン・民宿等を\_\_\_\_営む農業者が、米(<u>自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)</u>を原料として濁酒を製造<u>しようとする</u>場合<u>には</u>、製造免許に係る最低製造数量基準が適用<u>されず</u>、酒類\_製造免許を受けることが可能となる。

本特例措直により、	
付加価値が高められ	
グリーンツーリズムの取組に対する	波及
効果 <u>がでるとともに、農業農村及び観光</u>	分野
の活性化につながる。さらに、新たな特	産品

開発、農業所得の増加につながっていくこと

も期待するものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許 を受けた場合、酒税納税義務者として必要な 申告納税や記帳業務が発生するとともに、税 務当局の検査及び調査の対象となる。

市は、無免許製造を防止するために制度内 容の広報周知を行うとともに、特定農業者が 酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援 を行う。